

## 令和2年 第10回 新郷村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 : 令和2年10月12日(月) 午後1:30~3:00

2. 場 所 : 山村開発センター 1階 中会議室

3. 出席委員 (7人)

職名	番号	氏名
会長	10	日向 將行
委員	1	田守 和人
委員	2	長井 進
委員	3	下村 勇一郎
委員	4	工藤 勉
委員	5	荻沢 功
委員	6	橋端 哲美

4. 欠席委員 (3人) 7番谷地村久人、8番佐藤哲、9番佐藤久美子

5. 会議書記 事務局主事 服部 瑞

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名について

日程第2 諸般の報告について

日程第3 報告第10号 使用貸借合意解約書の受理について

日程第4 議案第24号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

日程第5 議案第25号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

## (令和2年第10回10月の総会)

議長	会議に入る前に、新郷村村民憲章の唱和を行います。 唱和の音頭を、3番下村勇一郎君にお願いします。
	(新郷村村民憲章の唱和)
議長	本日の出席委員数は7名で、定足数に達しておりますので、これより令和2年第10回新郷村農業委員会総会を開会いたします。 日程第1、議事録署名委員の指名についてを議題とします。 議事録署名委員は、議長指名と言うことでご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 それでは議事録署名委員には1番田守和人君、並びに、4番工藤勉君を指名いたします。
議長	次に日程第2、諸般の報告をします。 諸般の報告については、配布のとおりであります、事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	(諸般の報告について朗読と説明)
議長	報告第10号、使用貸借合意解約の受理についてを事務局より報告事項の朗読と説明を求めます。
事務局	2ページをお開きください。 日程第3、報告第10号、使用貸借合意解約書の受理について説明いたします。 このことについて、別紙のとおり農地使用貸借合意解約書を2件、受理したので報告いたします。 3ページをお開きください。 受付番号第14号の貸人、借人は使用貸借合意解約書写しのとおりです。 受付番号第14号の解約に係る理由は、貸人が農業者年金受給のため、後継者である現借り人と使用貸借権の設定をしていましたが、現借り人の労働力不足により耕作できない状態のため、利用効率を考え中間管理機構に貸出しするため、解約を行うものです。 4ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。 5ページをお開きください。 受付番号第15号の貸人、借人は使用貸借合意解約書写しのとおりです。 受付番号第15号の解約は現借り人の労働力不足により耕作できない状態のため、利用効率を考えて中間管理機構に貸出しするため解約を行うものです。 6ページに位置図を添付してありますので参考にしてください。 以上、報告といたします。
議長	ただいまの事務局説明について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。

	<p>次に、日程第4、議案第24号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。</p> <p>受付番号第21号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>7ページをお開きください。</p> <p>日程第4、議案第24号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について、説明いたします。</p> <p>農地法第3条の規定により、別紙申請書のとおり申請があつたので、審議を求めるものです。</p> <p>今月の農地法第3条の許可申請は、売買が6件です。</p> <p>8ページをお開きください。</p> <p>議案第24号、受付番号第21号の申請は、譲渡人が村外に住んでいたことや高齢のため、労働力不足により、農業経営を縮小し、農地を手放したいと考えていたところ、譲受人が事業規模拡大を考えていたことで両者の意思が一致したため、申請されたものです。</p> <p>譲受人は農地取得後、畠として利用することです。</p> <p>申請内容は議案書記載のとおりです。</p> <p>8ページに議案書の写し、9ページに農地法3条1項の調査書、10ページに許可申請書の写し、11ページに位置図、12ページに現況写真を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>また、9ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第21号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を6番長井委員から報告を求めます。
長井 委員	<p>議案第24号、受付番号第21号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号第21号の申請地は、譲渡人が村外に住んでいたことや高齢のため、以前より農地を貸している状況にあり、農地を手放したいと考えていました。</p> <p>また、譲受人は申請地付近を以前から耕作しており、なおかつ経営規模拡大を考えていたことで両者の意思が一致し、申請されたものです。</p> <p>これらのことから、利用状況等も特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題はないものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p>

	議案第24号、受付番号第21号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号、受付番号第21号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に議案第24号、受付番号第22号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>13ページをお開きください。</p> <p>議案第24号、受付番号第22号の申請は、譲渡人が村外に住んでいることや農業経験が少ないため、申請農地を手放したいと考えていたところ、譲受人が事業規模拡大を考えていたことで両者の意思が一致したため、申請されたものです。</p> <p>譲受人は農地取得後、畑として利用することです。</p> <p>申請内容は議案書記載のとおりです。</p> <p>13ページに議案書の写し、14ページに農地法3条1項の調査書、15ページに許可申請書の写し、16ページに位置図、17ページに現況写真を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>また、14ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第22号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を2番長井委員から報告を求めます。
長井 委員	<p>議案第24号、受付番号第22号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号第22号の申請地は、譲渡人が村外に住んでいることで、以前より農地を貸している状況にあり、農地を手放したいと考えていました。</p> <p>また、譲受人は経営規模拡大を考えていたことで、両者の意思が一致し、申請されたものです。</p> <p>これらのことから、利用状況等も特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題はないものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第24号、受付番号第22号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号、受付番号第22号は原案のとおり決定しました。</p>

	<p>次に議案第24号、受付番号第23号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>18ページをお開きください。</p> <p>議案第24号、受付番号第23号の申請は、譲渡人の農業経験が少ないため、以前より農地を貸している状況にあり、申請農地を手放したいと考えていたところ、譲受人が事業規模拡大を考えていたことで両者の意思が一致したため、申請されたものです。</p> <p>譲受人は農地取得後、畠として利用することです。</p> <p>申請内容は議案書記載のとおりです。</p> <p>18ページに議案書の写し、19ページに農地法3条1項の調査書、20ページに許可申請書の写し、21ページに位置図、22ページに現況写真を添付してありますので、参考にしてください。</p> <p>また、19ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第23号の説明を終わります。</p>
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を2番長井委員から報告を求めます。
長井 委員	<p>議案第24号、受付番号第23号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号第23号の申請地は、譲渡人の農業経験が少ないことで、以前より農地を貸している状況にあり、買い手があれば農地を手放したいと考えていました。</p> <p>また、譲受人は経営規模拡大を考えていたことで、両者の意思が一致し、申請されたものです。</p> <p>これらのことから、利用状況等も特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第24号、受付番号第23号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号、受付番号第23号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第24号、受付番号第24号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>23ページをお開きください。</p> <p>議案第24号、受付番号第24号の申請は、譲渡人が村外に住んでいることや農業経験</p>

	<p>が少ないため、申請農地を手放したいと考えていたところ、譲受人が事業規模拡大を考えていたことで両者の意思が一致したため、申請されたものです。</p> <p>譲受人は農地取得後、畑として利用することです。</p> <p>申請内容は議案書記載のとおりです。</p> <p>23ページに議案書の写し、24ページに農地法3条1項の調査書、25ページに許可申請書の写し、26ページに位置図、27ページに現況写真を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>また、24ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第24号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を2番長井委員から報告を求めます。</p>
長井 委員	<p>議案第24号、受付番号24号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号24号の申請地は、譲渡人が村外に住んでいることで、自ら耕作できず、以前より農地を貸している状況にあり、農地を手放したいと考えていました。</p> <p>また、譲受人は経営規模拡大を考えていたことで、両者の意思が一致し、申請されたものです。</p> <p>これらのことから、利用状況等も特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第24号、受付番号第24号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号、受付番号第24号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第24号、受付番号第25号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>28ページをお開きください。</p> <p>議案第24号、受付番号第25号の申請は、譲渡人と譲受人の農業効率を考えて、農地の交換売買をするものです。</p> <p>譲受人は農地取得後、畑として利用することです。</p> <p>申請内容は議案書記載のとおりです。</p> <p>28ページに議案書の写し、29ページに農地法3条1項の調査書、30ページに許可</p>

	<p>申請書の写し、31ページに位置図、32ページに現況写真を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>また、29ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第25号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を2番長井委員から報告を求めます。</p>
長井 委員	<p>議案第24号、受付番号25号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号25号の申請地は、譲渡人と譲受人の農業効率を考え、それぞれの農地を集積するため交換売買するものです。</p> <p>これらのことから、利用状況等も特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p> <p>(質疑意見なし)</p>
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第24号、受付番号第25号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p>
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号、受付番号第25号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第24号、受付番号第26号の審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>33ページをお開きください。</p> <p>議案第24号、受付番号第26号の申請は、譲渡人が他の場所に農地集積を考えて、譲受人の農地と交換売買するものです。</p> <p>また、譲受人は申請地付近を以前から耕作していた経緯があることから、申請されたものです。</p> <p>譲受人は農地取得後、畑として利用することです。</p> <p>申請内容は議案書記載のとおりです。</p> <p>33ページに議案書の写し、34ページに農地法3条1項の調査書、35ページに許可申請書の写し、36ページに位置図、37ページに現況写真を添付しておりますので、参考にしてください。</p> <p>また、34ページの農地法第3条1項の調査書記載のとおり、周辺農地の状況及び地域調和等、許可できない項目に該当しないため、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>以上、受付番号第26号の説明を終わります。</p>

議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を2番長井委員から報告を求めます。
長井 委員	<p>議案第24号、受付番号26号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>受付番号26号の申請地は、譲渡人が他の場所に農地を集積するため、譲受人と交換売買するものです。</p> <p>また、譲受人は申請地付近を以前から耕作していたことから交換売買することで、双方の農業効率を考え申請されたものです。</p> <p>これらのことから、利用状況等も特段問題無いと考えます。</p> <p>これらのことや、現地の状況等から周辺農地への支障の有無等については、一切問題は無いものと考えます。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第24号、受付番号第26号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第24号、受付番号第26号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、日程第5、議案第25号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認についてを議題といたします。</p> <p>整理番号2の29号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>38ページをお開きください。</p> <p>日程第5、議案第25号、農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について説明いたします。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により別紙のとおり農用地利用集積計画の決定について、意見を求めるものです。</p> <p>整理番号2の29号について説明いたします。</p> <p>令和2年9月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件は、43ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になります。</p> <p>その結果、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、39ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による使用貸借権の設定であります。</p>

	<p>40ページは新郷村長からの協議文書、41ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、42ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、43ページに農用地利用集積計画の写し、44ページに位置図、45ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の29号の説明を終わります。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を2番長井委員から報告を求めます。</p>
長井 委員	<p>議案第25号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第25号、整理番号2の29、受付番号29号の申請地は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者が高齢のため労働力不足で耕作できない状態にあるため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	<p>ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。</p>
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第25号、整理番号2の29号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よよって、整理番号2の29号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第25号、整理番号2の30号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>46ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の30号について説明いたします。</p> <p>令和2年9月25日付で新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。</p> <p>今回の案件も50ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、46ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定であります。</p> <p>47ページは新郷村長からの協議文書、48ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し、49ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写</p>

	し50ページに農用地利用集積計画の写し、51ページに位置図、52ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。 以上、整理番号2の30号の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を2番長井委員から報告を求めます。
長井 委員	議案第25号の現地調査の結果を報告します。 議案第25号、整理番号2の30、受付番号30号の申請地は畠であります。 申請地は、所有者の労働力不足により耕作が困難な状況ため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。 借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。 また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。 以上、現地調査の結果報告とします。
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	質疑意見なしと認めます。 これより、採決いたします。 議案第25号、整理番号2の30号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。
	(異議なし)
議長	異議なしと認めます。 よって、整理番号2の30号は原案のとおり決定しました。 次に、議案第25号、整理番号2の31号について審議に付します。 事務局より議案の朗読と説明を求めます。
事務局	53ページをお開きください。 整理番号2の31号について説明いたします。 令和2年9月25日付けで新郷村長から農用地利用集積計画の決定について意見を求められているものです。 今回の案件も、57ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している一括方式になっておりますので、公告して権利移動します。 農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、53ページ議案書記載のとおりであります。 また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定であります。 54ページは新郷村長からの協議文書、55ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し56ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、57ページに農用地利用集積計画の写し、58ページに位置図、59ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。

	以上、整理番号2の31号の説明を終わります。
議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を2番長井委員から報告を求めます。
長井 委員	<p>議案第25号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第25号、整理番号2の31、受付番号31号の申請地は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者の高齢及び労働力不足により耕作が困難な状況ため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。</p> <p>また、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第25号、整理番号2の31号を原案のとおり決定することに、ご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、整理番号2の31号は原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第25号、整理番号2の32号について審議に付します。</p> <p>事務局より議案の朗読と説明を求めます。</p>
事務局	<p>60ページをお開きください。</p> <p>整理番号2の32号について説明いたします。</p> <p>令和2年9月25日付けで新郷村長から農地利用集積計画の決定について意見を求めるものです。</p> <p>今回の案件も64ページの農用地利用集積計画のとおり、利用権を決定するものから受け手が決定している場合は、一括方式で県の配分計画認可手続きが不要になり、公告して権利移動します。</p> <p>農地の所在、地目、面積、利用権を設定する者、受ける者の住所、氏名、経営面積等について、60ページ議案書記載のとおりであります。</p> <p>また、設定期間は10年で農地中間管理機構による賃貸借権の設定であります。</p> <p>61ページは新郷村長からの協議文書、62ページは農用地利用集積計画公告一覧表の写し63ページは青森農林業支援センターから村長への農地の借り入れの協議文書の写し、64ページに農用地利用集積計画の写し、65ページに位置図、66ページに現況写真を添付しておりますので参考にしてください。</p> <p>以上、整理番号2の32号の説明を終わります。</p>

議長	ただいまの事務局説明に関連して、現地調査の結果を2番長井委員から報告を求めます。
長井 委員	<p>議案第25号の現地調査の結果を報告します。</p> <p>議案第25号、整理番号2の32、受付番号32号の申請地は畠であります。</p> <p>申請地は、所有者の高齢及び労働力不足により耕作が困難な状況ため、農地中間管理機構へ貸し付けをするものです。</p> <p>借り受け後は農地中間管理機構から借り受け人に畠として借り出されるものであり、周辺農地への支障は無いと思われます。また、今回の借受け人が周辺農地を以前に借受けた経緯があることや、耕作放棄地防止及び景観上のことから考えると何ら問題は無いと思います。</p> <p>以上、現地調査の結果報告とします。</p>
議長	ただいまの事務局説明および現地の調査結果について、質疑意見はございませんか。
	(質疑意見なし)
議長	<p>質疑意見なしと認めます。</p> <p>これより、採決いたします。</p> <p>議案第25号、整理番号2の32号を原案のとおり決定することにご異議ありませんか。</p>
	(異議なし)
議長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第25号、整理番号2の32号は原案のとおり決定しました。</p>
議長	<p>以上で、本日の議案の審議はすべて終了しました。</p> <p>これをもって、令和2年第10回新郷村農業委員会総会を閉会いたします。</p>

上記のとおり会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

令和2年 月 日

議 長

署名者

署名者